

稲城市告示第76号

稲城市公共施設駐車場の管理等に関する条例（平成24年稲城市条例第2号）第5条第1項の規定により、次のとおり駐車場の供用を休止するので、同条第2項の規定により、その旨を告示する。

令和8年6月1日

稲城市長 高 橋 勝 浩

1 駐車場の名称

稲城北緑地公園駐車場

2 供用の休止の事由

第34回稲城市消防団消防操法審査会の開催のため

3 供用の休止の期間

令和8年6月14日午前5時から令和8年6月14日午後3時まで

4 供用の休止の範囲

駐車場区域の全部